

## 耐震化促進のための 木造戸建住宅『戸別訪問』のお知らせ

『大阪狭山市には、耐震診断・耐震改修の補助制度があります！  
住まいの耐震化について考えてみませんか？』

本市では、いつ起こるかわからない地震へ備えるため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震化のための補助制度を設け、耐震化の促進に努めています。

その取組みとして、戸別訪問を市内各地域にて展開しており、このたび当地域で実施することになりました。

この戸別訪問の取組みは、公共・民間の団体が連携して、既存建築物等の耐震性の向上等、府民の生命と財産を守り、災害に強い住まいとまちづくりに資することを目的に設置された「大阪建築物震災対策推進協議会」の会員である NPO 法人『人・家・街 安全支援機構』略称<LSO>と大阪狭山市が連携して実施するものです。後日、皆様のお宅を一戸一戸訪問し、関心のある方に、耐震化にかかる補助制度や工事概要、具体的な進め方などを説明させていただくものです。（家の中には入りません。）

この機会に住まいの耐震化について、ご検討いただければと思います。

### 戸別訪問の概要

【日 時】 令和 6 年 7 月中旬～令和 6 年 8 月中旬 （午前 9 時～午後 5 時）

※訪問する数日前に事前チラシを配布します。

【実施者】 NPO 法人『人・家・街 安全支援機構』略称 <LSO>（大阪建築物震災対策推進協議会会員）

※各ご家庭に伺う実施者は信頼の証として、「まちまるごと耐震化支援事業」の実施事業者の証を携帯して伺いますのでご確認ください。

【対 象】 外観から平成 12 年以前に建築されたと推測される木造戸建住宅

※補助対象の住宅は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受け建てられた木造住宅です。

### 【お問い合わせ先】

NPO法人『人・家・街 安全支援機構』 略称<LSO>（日・祝休）TEL:0120-263-150

大阪狭山市 まちづくり推進部 都市政策グループ TEL:072-366-0011（内線 356）

# 戸別訪問実施内容

NPO法人『人・家・街 安全支援機構』の耐震診断技術者が戸別に訪問して「木造住宅の具体的な診断の内容」や「大阪狭山市の耐震診断・改修の補助制度」等について説明します。  
ご希望者には、補助申請の代行業務(無料)を行います。



※耐震診断技術者は、証明書を提示します。

## ✓ 耐震診断の内容

震度6強の地震が来た時に、お家が大丈夫か、倒壊する危険が有るのかを、お家の中と外を2時間程度調査します。耐震診断を受けていただく場合、準備していただくことは何も有りません。

## ✓ 診断の流れ

- 1 耐震診断補助申請を行います。補助申請用紙に名前・住所等をご記入頂いた書類を耐震技術者が大阪狭山市に届けます。
- 2 申し込みから約2週間後に、大阪狭山市から交付決定通知書(補助対象となることの通知)が発行されます。
- 3 耐震技術者から皆様にお電話して、耐震診断を行う日を決定します。
- 4 耐震診断を行います。
- 5 診断から約1週間後に、耐震診断結果について、耐震診断技術者が報告書を元にお家に訪問してわかりやすく説明します。  
当日診断料(5万5千円)をお支払い下さい。
- 6 約3週間後に大阪狭山市から、補助金が皆様指定の銀行口座に振り込まれます。  
実質の耐震診断の自己負担は5千円です。

これで終わりです。耐震改修をお考えの場合は、お気軽にご相談下さい。

※耐震改修には80万円(設計費含む)の補助金が受けられます(所得により100万円)

阪神淡路大震災・熊本地震では、昭和56年以降の比較的新しい木造住宅の一部においても倒壊等が発生しています。そのため、建築基準法の構造規定が改正された平成12年5月以前の木造住宅についてもしっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切です。

**昭和56年6月～平成12年5月**までに建てられた木造住宅は市の補助対象外ですが、LSO所属診断士の協力により5千円で診断可能です。お申込み・お問合せは下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

お問合せ等につきましては下記の電話番号へおかけください

特定非営利活動法人『人・家・街 安全支援機構』 略称〈LSO〉 電話:0120-263-150